

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成12年2月28日作成)

法令名	土地改良法
根拠条項	第119条
処分の概要	土地改良事業の施行に係る障害物の移転等
法令の定め	土地改良法第119条
処分基準	土地改良法第119条の規定による土地改良事業の障害物の除去等についての処分の基準は、土地改良事業の施行に係る地域内にある物件を移転し、除去し、又は取り壊さなければ、土地改良事業の施行の障害となる場合であって、当該移転等が必要やむを得ないものであると認められる場合に限るものとする。
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課事業用地係
問い合わせ先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課事業用地係
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/ ）